

# 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村民税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 一般的事項</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 通則</b></p> <p><b>4 課税権の承継</b></p> <p>市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、承継市町村又は新市町村がその区域によって消滅市町村又は旧市町村に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下「徴収金に係る権利」という。）を承継するものであること。</p> <p>（法 8 の 2 ・ 8 の 3）</p> <p>この場合において、次の諸点に留意すること。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 前号の場合において、消滅市町村又は旧市町村がした賦課徴収その他の手続は承継市町村又は新市町村がした賦課徴収その他の手続と、消滅市町村又は旧市町村に対してした申告、<u>審査請求</u>その他の手続は承継市町村又は新市町村に対してした申告、<u>審査請求</u>その他の手続とみなされるものとされているので、承継市町村又は新市町村は消滅市町村又は旧市町村の地方団体の徴収金で消滅市町村又は旧市町村に収入されていないものを徴収することができるとともに、既に消滅市町村又は旧市町村に収入された地方団体の徴収金で過納又は誤納に係るものについては、承継市町村又は新市町村がこれを還付することとなるものであることに留意すること。（法 8 の 2 ①後段・④）</p> <p>（3）～（5） 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第 7 節 地方税の優先権等</b></p> <p><b>2 7 質権及び抵当権の優先</b></p> <p>納税者又は特別徴収義務者がその財産上に質権又は抵当権を設定している場合に</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 一般的事項</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 通則</b></p> <p><b>4 課税権の承継</b></p> <p>市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、承継市町村又は新市町村がその区域によって消滅市町村又は旧市町村に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下「徴収金に係る権利」という。）を承継するものであること。</p> <p>（法 8 の 2 ・ 8 の 3）</p> <p>この場合において、次の諸点に留意すること。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 前号の場合において、消滅市町村又は旧市町村がした賦課徴収その他の手続は承継市町村又は新市町村がした賦課徴収その他の手続と、消滅市町村又は旧市町村に対してした申告、<u>不服申立て</u>その他の手続は承継市町村又は新市町村に対してした申告、<u>不服申立て</u>その他の手続とみなされるものとされているので、承継市町村又は新市町村は消滅市町村又は旧市町村の地方団体の徴収金で消滅市町村又は旧市町村に収入されていないものを徴収することができるとともに、既に消滅市町村又は旧市町村に収入された地方団体の徴収金で過納又は誤納に係るものについては、承継市町村又は新市町村がこれを還付することとなるものであることに留意すること。（法 8 の 2 ①後段・④）</p> <p>（3）～（5） 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第 7 節 地方税の優先権等</b></p> <p><b>2 7 質権及び抵当権の優先</b></p> <p>納税者又は特別徴収義務者がその財産上に質権又は抵当権を設定している場合に</p>

において、その質権又は抵当権が地方団体の徴収金の法定納期限等以前に設定されているものであるときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収するものであること。

この場合において、法定納期限等とは、納税者又は特別徴収義務者の財産上に質権又は抵当権を設定しようとする第三者がその地方団体の徴収金の存在を認識することができる時期を定めたものであって、原則として法定納期限（第4節13参照）をいうものであるが、期限後申告、更正及び決定等に係る地方団体の徴収金又は国税の所得税及び法人税の課税に基づいて課税される住民税\_\_\_\_\_及び事業税に係る地方団体の徴収金については、次のような特例が規定されていることに留意すること。（法14の9①・②・14の10）

(1) 略

(2) 国税の所得税又は法人税の課税に基づいて課税される住民税\_\_\_\_\_及び事業税については、所得税又は法人税の存在が明らかになる日において同時に明らかとなるから、その住民税及び事業税については、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第15条第1項に定められている所得税又は法人税の法定納期限等

#### 第8節 納税の猶予

##### 37 徴収の猶予

(1) 略

(2) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が法第321条の8第34項の規定による申告書を提出した場合又は法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正（法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なることによる更正に限る。）を受けた場合において、その申告又は更正により納付すべき市町村民税の額が2千円未満であるときは、次の納付に関する期限まで徴収を猶予するものとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意

において、その質権又は抵当権が地方団体の徴収金の法定納期限等以前に設定されているものであるときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収するものであること。

この場合において、法定納期限等とは、納税者又は特別徴収義務者の財産上に質権又は抵当権を設定しようとする第三者がその地方団体の徴収金の存在を認識することができる時期を定めたものであって、原則として法定納期限（第4節13参照）をいうものであるが、期限後申告、更正及び決定等に係る地方団体の徴収金又は国税の所得税及び法人税の課税に基づいて課税される住民税（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する住民税を含む。）及び事業税に係る地方団体の徴収金については、次のような特例が規定されていることに留意すること。（法14の9①・②・14の10）

(1) 略

(2) 国税の所得税又は法人税の課税に基づいて課税される住民税（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する住民税を含む。）及び事業税については、所得税又は法人税の存在が明らかになる日において同時に明らかとなるから、その住民税及び事業税については、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第15条第1項に定められている所得税又は法人税の法定納期限等

#### 第8節 納税の猶予

##### 37 徴収の猶予

(1) 略

(2) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が法第321条の8第27項の規定による申告書を提出した場合又は第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正（法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なることによる更正に限る。）を受けた場合において、その申告又は更正により納付すべき市町村民税の額が2千円未満であるときは、次の納付に関する期限まで徴収を猶予するものとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意

すること。（法15の4、令6の9の2）

ア及びイ 略

#### 第9節 納税の猶予に伴う担保等

#### 4.2 保全差押

地方団体の徴収金につき、納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、法第1章第16節（犯則事件の調査及び処分）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後においてはその地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その調査等に係る地方団体の徴収金の確定前においてその税額を仮に決定し、徴税吏員は、その金額（以下この項において「保全差押金額」という。）を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができるものであること。この場合において、保全差押金額に相当する金銭又は担保の提供があったときには、その差押ができず、既に差し押さえている場合は、その差押を解除することとし、また保全差押金額の決定の通知後6か月を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは、その差押又はその担保を解除しなければならないものであること。

また、その差押後地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務がないこととなった場合には、地方団体は、その差押により損害を受けた者に対して、無過失の場合においても、その損害を賠償しなければならないものであるから、運営に当たっては、慎重に取り扱うこと。

なお、所得税又は法人税について国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第3項の規定による差押がなされた場合において、その所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、その法人税の課税に基づいて課する法人住民税\_\_\_\_\_

すること。（法15の4、令6の9の2）

ア及びイ 略

#### 第9節 納税の猶予に伴う担保等

#### 4.2 保全差押

地方団体の徴収金につき、納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、法第1章第16節（犯則事件の調査及び処分）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後においてはその地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その調査等に係る地方団体の徴収金の確定前においてその税額を仮に決定し、徴税吏員は、その金額（以下この項において「保全差押金額」という。）を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができるものであること。この場合において、保全差押金額に相当する金銭又は担保の提供があったときには、その差押ができず、既に差し押さえている場合は、その差押を解除することとし、また保全差押金額の決定の通知後6か月を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金又はその保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないときは、その差押又はその担保を解除しなければならないものであること。

また、その差押後地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務がないこととなった場合には、地方団体は、その差押により損害を受けた者に対して、無過失の場合においても、その損害を賠償しなければならないものであるから、運営に当たっては、慎重に取り扱うこと。

なお、所得税又は法人税について国税通則法（昭和37年法律第66号）第38条第3項の規定による差押がなされた場合において、その所得税の課税標準を基準として課する個人住民税、その法人税の課税に基づいて課する法人住民税（当該法

又はその所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税について、その納付義務の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められるときには、保全差押についての規定が準用されるものであること。（法16の4、令6の12）

#### 第11節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

##### 46 更正、決定等の期間制限

租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制限したものであること。（法17の5・17の6、令6の16）

(1)～(6) 略

(7) (1)から(6)までによる期間制限によることとしたのではかえって課税の公平を欠くこととなる次のような特殊な場合における更正、決定等は、(1)から(5)までに規定した更正、決定等を行うことができる期間経過後においても、次に定める日までには行うことができるものであること。

ア 更正、決定若しくは賦課決定に係る審査請求又は訴えについての裁判又は判決によって原処分に変更を生じたことによってその裁判等を受けた者（当該裁判等を受けた者が分割等に係る分割法人等である場合には当該分割等に係る分割承継法人等を含むものとし、当該裁判等を受けた者が分割等に係る分割承継法人である場合には当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該裁判等を受けた者が通算法人である場合には

他の通算法人を含むものとする。）に対して行われる更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定 その裁判等があった日の翌日から起算して6か月間

イ～エ 略

人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する住民税を含む。）又はその所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税について、その納付義務の確定後においてはその徴収を確保することができないと認められるときには、保全差押についての規定が準用されるものであること。（法16の4、令6の12）

#### 第11節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

##### 46 更正、決定等の期間制限

租税債権を確定させる処分をすることができる地方団体の権利は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利と性質が異なるので両者を明確に区別するとともに、租税債権は、納税者、地方団体の双方にとってできる限り速やかに確定することが望ましいので、租税債権を確定させる処分をすることができる期間を制限したものであること。（法17の5・17の6、令6の16）

(1)～(6) 略

(7) (1)から(6)までによる期間制限によることとしたのではかえって課税の公平を欠くこととなる次のような特殊な場合における更正、決定等は、(1)から(5)までに規定した更正、決定等を行うことができる期間経過後においても、次に定める日までには行うことができるものであること。

ア 更正、決定若しくは賦課決定に係る不服申立て又は訴えについての決定、裁判又は判決によって原処分に変更を生じたことによってその決定等を受けた者（当該決定等を受けた者が分割等に係る分割法人等である場合には当該分割等に係る分割承継法人等を含むものとし、当該決定等を受けた者が分割等に係る分割承継法人である場合には当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該決定等を受けた者が連結親法人である場合には当該連結親法人に係る連結子法人を含むものとし、当該決定等を受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る

他の連結法人を含むものとする。）に対して行われる更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定 その裁判等があった日の翌日から起算して6か月間

イ～エ 略

(8) 略

### 第12節 不服審査及び訴訟

#### 48 不服審査

(1) 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分についての審査請求については、法に特別の定めがあるもののほかは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによるものであること。（法19）

(2) 略

#### 49 訴訟

(1) 略

(2) 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分についての訴訟については、その対象となる処分が大量的であり、かつ、専門的、技術的な内容をもつものが多いこと等にかんがみ、直接裁判所の判断にゆだねるよりも行政庁により審査させる方が適当であるので、出訴につき審査請求前置とされているものであること。（法19の12）

### 第13節 雑則

#### 54 災害等による期限の延長

災害その他やむを得ない理由により、期限内に書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときには、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、条例で定めるところによって、地方団体の長は、これらの期限を延長することができるものであること。この場合において、条例には、地方団体の長が職権によって又は申請に基づいてこれらの期限を延長することができる旨を規定することが適当であること。

なお、審査請求に関する書類の提出期限については行政不服審査法に規定されているので法第20条の5の2第1項の規定の適用はないものであること。（法20の5の2①）

(8) 略

(8) 略

### 第12節 不服審査及び訴訟

#### 48 不服審査

(1) 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分についての不服申立てについては、法に特別の定めがあるもののほかは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによるものであること。（法19）

(2) 略

#### 49 訴訟

(1) 略

(2) 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分についての訴訟については、その対象となる処分が大量的であり、かつ、専門的、技術的な内容をもつものが多いこと等にかんがみ、直接裁判所の判断にゆだねるよりも行政庁により審査させる方が適当であるので、出訴につき不服申立て前置とされているものであること。（法19の12）

### 第13節 雑則

#### 54 災害等による期限の延長

災害その他やむを得ない理由により、期限内に書類の提出又は納付若しくは納入をすることができないと認められるときには、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き、条例で定めるところによって、地方団体の長は、これらの期限を延長することができるものであること。この場合において、条例には、地方団体の長が職権によって又は申請に基づいてこれらの期限を延長することができる旨を規定することが適当であること。

なお、不服申立てに関する書類の提出期限については行政不服審査法に規定されているので法第20条の5の2第1項の規定の適用はないものであること。（法20の5の2①）

(8) 略

## 5 5 郵送等に係る書類の提出時期の特例

地方団体の徴収金に関する書類の提出については、到達主義をもって原則とするが、納税者の便宜を考慮し、申告、徴収の猶予の申請又は更正の請求に関する書類が郵便又は信書便により提出されたときには、特例的に発信主義を認めることとしたものであること。この場合において、徴収の猶予の申請に関する書類には、法第15条の4第2項の届出書も含めて取り扱うこととすること。

なお、税金が郵送等によって納付又は納入された場合（現金の送付があった場合のほか当地払の小切手、郵便為替証書等の送付があった場合を含む。）には、郵便又は信書便による書類の提出について発信主義がとられたことと関連して、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物（以下「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）が納期限（期限内申告、修正申告（法第321条の8第35項の規定によるものに限る。）に係る納期限又は納税通知書に指定された納期限をいう。）前であれば、その到達の日が納期限後であっても、その税金に係る延滞金額はこれを徴収しないこと。（法20の5の3）

### 第2章 市町村民税

#### 第1節 納税義務者

##### 第2 法人の納税義務者

11 法第312条第1項の表の第1号の従業員の意義については、法第321条の13第2項にいう従業員と一致すべきものであるが、「市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員の数の合計数」の算定に当たっては、次の点において同項の従業員の数と異なるものであることに留意すること。

(1) 略

(2) 法第312条第1項の表の第1号の従業員の数は法第321条の13第3項

## 5 5 郵送等に係る書類の提出時期の特例

地方団体の徴収金に関する書類の提出については、到達主義をもって原則とするが、納税者の便宜を考慮し、申告、徴収の猶予の申請又は更正の請求に関する書類が郵便又は信書便により提出されたときには、特例的に発信主義を認めることとしたものであること。この場合において、徴収の猶予の申請に関する書類には、法第15条の4第2項の届出書も含めて取り扱うこととすること。

なお、税金が郵送等によって納付又は納入された場合（現金の送付があった場合のほか当地払の小切手、郵便為替証書等の送付があった場合を含む。）には、郵便又は信書便による書類の提出について発信主義がとられたことと関連して、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物（以下「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）が納期限（期限内申告、修正申告（法第321条の8第28項の規定によるものに限る。）に係る納期限又は納税通知書に指定された納期限をいう。）前であれば、その到達の日が納期限後であっても、その税金に係る延滞金額はこれを徴収しないこと。（法20の5の3）

### 第2章 市町村民税

#### 第1節 納税義務者

##### 第2 法人の納税義務者

11 法第312条第1項の表の第1号の従業員の意義については、法第321条の13第2項にいう従業員と一致すべきものであるが、「市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員の数の合計数」の算定に当たっては、次の点において同項の従業員の数と異なるものであることに留意すること。

(1) 略

(2) 法第312条第1項の表の第1号の従業員の数は法第321条の13第3項

各号に掲げる事務所又は事業所に該当する場合においても、法第312条第3項第1号から第3号までに掲げる日現在によるものであること。(法312⑤)

なお、従業者のうち、アルバイト、パートタイマー、日雇者(以下「アルバイト等」という。)については、市町村内に有する事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)ごとに次の方法により算定した数の合計数をもって、法第312条第3項第1号に規定する法人税額の課税標準の算定期間又は同項第2号に規定する法第321条の8第2項の規定により申告納付する法人の同項の期間(以下11において「算定期間」という。)の末日現在の当該アルバイト等の数と取り扱っても差し支えないものであること。

ア～ウ 略

## 第2節 課税標準及び税率

### 第3 課税標準

12 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とするものとされているが、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定については、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によるものとされているものであること。したがって、収入金額の計算、必要経費の計算、損益の通算等については、原則として所得税の例によるものであること。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

なお、この場合においては次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

(5) 所得税の例により所得割の課税標準である総所得金額を算定する場合において、所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額の算定の基礎となる同項第1号の公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額については、個人の市町村民税における他の所得控除等と同様に、退職手当等(法第328条

各号に掲げる事務所又は事業所に該当する場合においても、法第312条第3項第1号から第3号までに掲げる日現在によるものであること。(法312⑤)

なお、従業者のうち、アルバイト、パートタイマー、日雇者(以下「アルバイト等」という。)については、市町村内に有する事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)ごとに次の方法により算定した数の合計数をもって、法第312条第3項第1号に規定する法人税額の課税標準の算定期間又は第2号に規定する連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは第3号に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間(以下11において「算定期間」という。)の末日現在の当該アルバイト等の数と取り扱っても差し支えないものであること。

ア～ウ 略

## 第2節 課税標準及び税率

### 第3 課税標準

12 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とするものとされているが、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定については、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によるものとされているものであること。したがって、収入金額の計算、必要経費の計算、損益の通算等については、原則として所得税の例によるものであること。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

なお、この場合においては次の諸点に留意すること。

(1)～(4) 略

に規定する退職手当等に限る。)を含まない合計所得金額を用いること。(法313②、令48の5の2、令48の5の3②)

(6) 前年中に所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の所得割の課税標準である総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、同法第7条第1項第1号及び第2号に規定する所得並びに同法第164条に規定する国内源泉所得について、法又は法に基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか所得税法その他の所得税に関する法令の規定による同法第165条及び同法施行令第258条の所得税の課税標準の計算の例によって算定するものであること。

なお、所得税法第169条第3号から第5号までの規定により所得税の分離課税を受けた所得については、所得税法の取扱いと異なり、他の所得に合算されるものであることに留意すること。(法313②、令48の5の3)

16の3 法第313条第13項又は第15項の規定の適用に当たっては、これらの規定に規定する確定申告書が提出された場合に限り、課税方式の選択が可能となるものであること。

(法313⑬・⑮)

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4⑧)

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から令和5年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場

(5) 前年中に所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の所得割の課税標準である総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、同法第7条第1項第1号及び第2号に規定する所得並びに同法第164条に規定する国内源泉所得について、法又は法に基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか所得税法その他の所得税に関する法令の規定による同法第165条及び同法施行令第258条の所得税の課税標準の計算の例によって算定するものであること。

なお、所得税法第169条第3号から第5号までの規定により所得税の分離課税を受けた所得については、所得税法の取扱いと異なり、他の所得に合算されるものであることに留意すること。(法313②、令48の5の2)

16の3 法第313条第13項又は第15項の規定の適用に当たっては、法第317条の2第1項の規定による申告書及び法第317条の3第1項に規定する確定申告書(その提出が法第317条の2第1項の規定による申告書の提出とみなされるものに限る。)のいずれもが提出された場合には、必ずしも確定申告書を優先して課税方式を決定するのではなく、これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して決定するものであること。(法313⑬・⑮)

17 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4⑧)

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から令和3年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場



合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

（2）及び（3） 略

**17の2** 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2⑧）

（1） 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から令和5年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則4の2①I）

（2）及び（3） 略

**19の2** 地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）により、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されたことに伴い、所得割の納税義

合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

（2）及び（3） 略

**17の2** 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2⑧）

（1） 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から令和3年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の市町村民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則4の2①I）

（2）及び（3） 略

**19の2** 地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）により、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されたことに伴い、所得割の納税義

務者が、平成19年以後の各年において、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険料を支払った場合については、次のとおり経過措置が講じられていることに留意すること。

(1) 略

(2) 前年中に支払った地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当するものである場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第11条第5項の規定による改正前の法第314条の2第1項第5号の3の規定により控除を行うものであること（最高1万円）

(3) 及び(4) 略

24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下この章において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、100分の8）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の6（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8）に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額）を当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法314の7①）

(1)～(3) 略

務者が、平成19年以後の各年において、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険料を支払った場合については、次のとおり経過措置が講じられていることに留意すること。

(1) 略

(2) 前年中に支払った地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当するものである場合には、旧法

第314条の2第1項第

5号の3の規定により控除を行うものであること（最高1万円）

(3) 及び(4) 略

24 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（(3)から(7)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の100分の6（当該納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（以下この章において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、100分の8）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2千円を超える場合には、当該100分の6（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8）に相当する金額に同条第11項に規定する特例控除額を加算した金額）を当該納税義務者の法第314条の3及び第314条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法314の7①）

(1)～(3) 略

(4) 略

ア～ウ 略

エ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人

---

---

オ～キ 略

(5)～(7) 略

**24の7** ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和3年6月18日付総税市第40号)及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」(令和3年6月18日付総税市第41号)を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付総税市第37号)に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

**25の2** 法第314条の9の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 市町村は、所得割の納税義務者が、法第313条第13項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について道府県民税配当割額(以下この項において「配当割額」という。)を課された場合又は同条第15項に規定する確定申告書

(4) 略

ア～ウ 略

エ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人  
(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)

オ～キ 略

(5)～(7) 略

**24の7** ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(平成31年4月1日付総税市第17号)

を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付総税市第37号)に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

**25の2** 法第314条の9の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 市町村は、所得割の納税義務者が、法第313条第13項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について道府県民税配当割額(以下この項において「配当割額」という。)を課された場合又は同条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書

に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について道府県民税株式等譲渡所得割額（以下この項において「株式等譲渡所得割額」という。）を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者に係る所得割の額から控除するものであること。（法314の9①）

(2)～(7) 略

**28の2** 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2⑤～⑧）

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から令和7年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から令和7年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2)～(5) 略

**29** 市町村内に住所を有することにより市町村民税の納税義務を負う者は、毎年3月15日までに、法第317条の2第1項の申告書を提出しなければならないものであること。ただし、本人の申告をまず課税資料を他から得られる者及び課税資料の提出の必要のない者として次に掲げる者は、申告義務が免除されているものであること。（法317の2①、令48の9の7）

(1) 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出義務者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いを受けている者で前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得がなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得がなかった者で社会保険料控除額（一定のものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、

に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について道府県民税株式等譲渡所得割額（以下この項において「株式等譲渡所得割額」という。）を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、その者に係る所得割の額から控除するものであること。（法314の9①）

(2)～(7) 略

**28の2** 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4の2⑤～⑧）

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から令和3年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から令和3年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2)～(5) 略

**29** 市町村内に住所を有することにより市町村民税の納税義務を負う者は、毎年3月15日までに、法第317条の2第1項の申告書を提出しなければならないものであること。ただし、本人の申告をまず課税資料を他から得られる者及び課税資料の提出の必要のない者として次に掲げる者は、申告義務が免除されているものであること。（法317の2①、令48の9の7）

(1) 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出義務者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いを受けている者で前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得がなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得がなかった者で社会保険料控除額（一定のものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、

配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。））で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは同居老親等扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額、医療費控除額の控除若しくは純損失若しくは雑損失の繰越控除を受けようとするものを除く。）

(2) 略

3102 給与所得者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。（法317の3の2）

(1) 給与所得者の扶養親族等申告書は、この申告書により把握した次に掲げる事項 \_\_\_\_\_ を、給与支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

ア 16歳未満の扶養親族の数

イ 退職手当等（法第328条に規定する退職手当等に限る。ウにおいて同じ。）

に係る所得を有する自己と生計を一にする配偶者（法第317条の3の2第1項第2号に規定する自己と生計を一にする配偶者をいう。以下同じ。）の氏名、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

ウ 退職手当等に係る所得を有する扶養親族の氏名、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

(2) 給与所得者の扶養親族等申告書は、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書（所得税法第194条第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。）と合わせて1枚用紙によるものとする。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」（平成22年8月23日付総税市第61号）により取り扱うこと。

(3) 規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定による書類 \_\_\_\_\_ の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するもの

配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

\_\_\_\_\_ に係るものを除く。）若しくは同居老親等扶養控除額の控除又はこれらとあわせて雑損控除額、医療費控除額の控除若しくは純損失若しくは雑損失の繰越控除を受けようとするものを除く。）

(2) 略

3102 給与所得者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。（法317の3の2）

(1) 給与所得者の扶養親族申告書 は、この申告書により把握した16歳未満の扶養親族の数を、給与支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

(2) 給与所得者の扶養親族申告書 は、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書（所得税法第194条第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。）と合わせて1枚用紙によるものとする。当該用紙の作成等については別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」（平成22年8月23日付総税市第61号）により取り扱うこと。

(3) 規則第2条の3の3第10項 \_\_\_\_\_ の規定による国外扶養親族証明書の提出は、給与所得者が給与支払者を經由せずに市町村長に提出するもの

であること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、国外に居住する源泉控除対象配偶者又は扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定により提出すべき書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を経由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 給与所得者は、規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定により提出すべき書類を給与支払者を経由せずに市町村長に提出する場合においても、給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき全ての生計を一にする配偶者又は扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 給与支払者が給与支払報告書の所定の欄に転記する(1)アに掲げる事項については、国外扶養親族証明書類が給与支払者に対して提出されていない控除対象外国扶養親族も含めて転記すること。また、給与支払者が給与支払報告書の所定の欄に転記する(1)イ及びウに掲げる事項については、規則第2条の3の3第11項及び第12項の規定により提出すべき書類が給与支払者に対して提出されていない退職手当等に係る所得を有する生計を一にする配偶者又は扶養親族についても転記すること。

(6) 給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき自己と生計を一にする配偶者又は扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア及びイ 略

(7) 給与支払者に提出された給与所得者の扶養親族等申告書及び規則第2条の3

であること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たって給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、16歳以上の国外に居住する扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手続として給与支払者に提出する形で、給与支払者を経由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4) 給与所得者は、国外扶養親族証明書類を給与支払者を経由せずに市町村長に提出する場合においても、給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき全ての扶養親族について、当該申告書に記載すること。

(5) 給与支払者が給与支払報告書の所定の欄に転記する16歳未満の扶養親族の数については、国外扶養親族証明書類が給与支払者に対して提出されていない控除対象外国扶養親族も含めて転記すること。

(6) 給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア及びイ 略

(7) 給与支払者に提出された給与所得者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証

の3第10項から第12項までの規定により提出すべき書類は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

- (8) 給与所得者の扶養親族等申告書の提出後、その記載内容に異動があったときは、その給与所得者の扶養親族等申告書について異動があった項目を異動後の内容に補正するか、別に異動申告書を提出するものであること。
- (9) 給与所得者の扶養親族等申告書を提出した者が年の中途においてその提出を経由した給与支払者のもとを退職した場合には、当該申告書はその退職により効力を失うものであること。
- (10) その他給与所得者の扶養親族等申告書の取扱いについては、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書の取扱いに準ずるものとする。

31の3 公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。(法317の3の3)

(1) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、この申告書により把握した次に掲げる事項を、公的年金等支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

ア 16歳未満の扶養親族の数

イ 特定配偶者(法第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。)の氏名、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

ウ 退職手当等(法第328条に規定する退職手当等に限る。)に係る所得を有する扶養親族の氏名、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

(2) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(所得税法第203条の6第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。)と合わせて1枚用紙によるものとする。当該用紙の作成等につい

明書類は、その給与支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

- (8) 給与所得者の扶養親族申告書の提出後、その記載内容に異動があったときは、その給与所得者の扶養親族申告書について異動があった項目を異動後の内容に補正するか、別に異動申告書を提出するものであること。
- (9) 給与所得者の扶養親族申告書を提出した者が年の中途においてその提出を経由した給与支払者のもとを退職した場合には、当該申告書はその退職により効力を失うものであること。
- (10) その他給与所得者の扶養親族申告書の取扱いについては、所得税の給与所得者の扶養控除等申告書の取扱いに準ずるものとする。

31の3 公的年金等受給者の扶養親族申告書については、次の諸点に留意すること。(法317の3の3)

(1) 公的年金等受給者の扶養親族申告書は、この申告書により把握した16歳未満の扶養親族の数を、公的年金等支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

(2) 公的年金等受給者の扶養親族申告書は、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(所得税法第203条の6第1項の規定による申告書をいう。以下同じ。)と合わせて1枚用紙によるものとする。当該用紙の作成等につい

ては別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」（平成22年8月23日付総税市第61号）により取り扱うこと。

- (3) 規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定による書類  
\_\_\_\_の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出する場合、国外に居住する源泉控除対象配偶者又は扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定により提出すべき書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手續として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類（特定配偶者又は扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類に限る。）を提出することも妨げないこととしていること。
- (4) 公的年金等受給者は、規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定により提出すべき書類を公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき全ての特定配偶者又は扶養親族について、当該申告書に記載すること。
- (5) 公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する(1)アに掲げる事項\_\_\_\_については、国外扶養親族証明書が公的年金等支払者に対して提出されていない控除対象外国外扶養親族も含めて転記すること。また、公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する(1)イ及びウに掲げる事項については、規則第2条の3の6第10項及び第11項の規定により提出すべき書類が公的年金等支払者に対して提出されていない特定配偶者又は退職手当等に係る所得を有する扶養親族についても転記すること。

ては別途「個人住民税の給与所得者の扶養親族申告書等の作成等に関する取扱いについて」（平成22年8月23日付総税市第61号）により取り扱うこと。

- (3) 規則第2条の3の6第9項\_\_\_\_の規定による国外扶養親族証明書の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等受給者の扶養親族申告書\_\_\_\_を提出する場合、16歳以上の国外に居住する\_\_\_\_扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、16歳未満の国外に居住する扶養親族に係る国外扶養親族証明書\_\_\_\_の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族申告書\_\_\_\_を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手續として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類\_\_\_\_  
\_\_\_\_を提出することも妨げないこととしていること。
- (4) 公的年金等受給者は、国外扶養親族証明書\_\_\_\_  
\_\_\_\_を公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出する場合においても、公的年金等受給者の扶養親族申告書\_\_\_\_に記載すべき全ての\_\_\_\_  
\_\_\_\_扶養親族について、当該申告書に記載すること。
- (5) 公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する16歳未満の扶養親族の数については、国外扶養親族証明書が公的年金等支払者に対して提出されていない控除対象外国外扶養親族も含めて転記すること。



(6) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき特定配偶者又は扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア及びイ 略

(7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族等申告書及び規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定により提出すべき書類は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) その他公的年金等受給者の扶養親族等申告書の取扱いについては、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取扱いに準ずるものとする。

#### 第4節 賦課徴収

##### 第8 法人の市町村民税の申告納付

44 法人の市町村民税については、市町村内に事務所又は事業所を有する法人で法人税を納付する義務があるものは、法人税割及び均等割の合算額を申告納付し法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で法人税を課されないものは、毎年4月30日までに前年4月から3月までの間に事務所、事業所又は寮等の所在したことに基づいて算定した均等割額を納付しなければならないものであること。(法321の8①・②・③④・⑤)

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額

\_\_\_\_\_を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((7)、(17)及び(18)を除く。)の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法292④IV)

(1)～(4) 略

(6) 公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき扶養親族に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定すること。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次によること。

ア及びイ 略

(7) 公的年金等支払者に提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書及び国外扶養親族証明書類(規則第2条の2第6項第2号に掲げるものを除く。)は、その公的年金等支払者が保存するものとし、必要がある場合には市町村長に提出させるものであること。

(8) その他公的年金等受給者の扶養親族申告書の取扱いについては、所得税の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の取扱いに準ずるものとする。

#### 第4節 賦課徴収

##### 第8 法人の市町村民税の申告納付

44 法人の市町村民税については、市町村内に事務所又は事業所を有する法人で法人税を納付する義務があるものは、法人税割及び均等割の合算額を申告納付し法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で法人税を課されないものは、毎年4月30日までに前年4月から3月までの間に事務所、事業所又は寮等の所在したことに基づいて算定した均等割額を納付しなければならないものであること。(法321の8①・②・④・⑬・⑭・⑮)

45 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(法人税法第81条の19第1項(同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。))及び第81条の22第1項の規定による申告書

に係る法人税額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((15)及び(16)を除く。)の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法292④IV)

(1)～(4) 略

(5) 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ (中小企業者等 (租税特別措置法第42条の4第4項に規定する  
中小企業者等をいう。以下(5)において同じ。 \_\_\_\_\_) の試験研究費に係  
るもの (中小企業者等の当該事業年度又は当該中小企業者等に係る同条第8項第  
3号イの他の通算法人の同項第2号に規定する他の事業年度において同項第5号  
に規定する当初申告税額控除可能分配額 (同項第3号の中小企業者等税額控除限  
度額に係るものに限る。)) がある場合における同項第6号ロ又は第7号の規定に  
よる加算を含む。)) を除く。)) (措置法42の4、法附則8①・③)

(6) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除 (中小企業者等 (租税特別措置法  
第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等をいう。以下(6)、(7)、(1  
0)、(11)、(12)、(14)、(15)及び(16)において同じ。)) の試験研究費に係るもの  
(当該中小企業者等に係る同法第42条の4第18項において準用する同条第8  
項第6号ロ又は第7号の規定による加算を含む。)) を除く。)) (措置法42の4  
、法附則8②・④)

(7) 一般試験研究費又は特別試験研究費に係る法人税額の特別控除について、過  
去適用事業年度等 (租税特別措置法第42条の4第13項 (同条第18項におい  
て準用する場合を含む。以下(7)において同じ。)) に規定する過去適用事業年度  
等をいう。以下(7)において同じ。)) における取戻税額等に超過があった場合の  
同条第13項の規定による控除 (中小企業者等の過去適用事業年度等における取  
戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除く。)) (措置法42の  
4、法附則8②)

(8)～(10) 略

(11) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控  
除 (中小企業者等に係るものを除く。)) (措置法42の11の3②・⑤・⑥、法  
附則8⑥)

(12) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控

(5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人  
税額の特別控除 (中小企業者等 (租税特別措置法第42条の4第4項に規定する  
中小企業者等をいう。以下45及び45の2において同じ。)) の試験研究費に係  
るもの \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ を除く。)) (措置法42の4、法附則8①・②)

(6)～(8) 略

(9) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控  
除 (中小企業者等に係るものを除く。)) (措置法42の11の3②・⑤・⑥、法  
附則8⑦)

(10) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控

除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２、法附則８⑦）

(13) 略

(14) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の５、法附則８⑧・⑨）

(15) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の６②・⑤・⑥、法附則８⑩）

(16) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の７④～⑥・⑨・⑩、法附則８⑪・⑫）

(17) 法人税額からの外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法６６の７③～⑤・⑦～⑨）

(18) 法人税額からの外国関係法人に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法６６の９の３③・④・⑥～⑧）

**45の2** 45(5)における中小企業者等とは租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等をいうものであるが、この場合の中小企業者等には、通算親法人が租税特別措置法施行令第27条の4第1項に規定する中小通算農業協同組合等に該当する場合の当該通算子法人が含まれるものであることに留意すること。（措置令27の4②、令附則5の2の3）

**45の3** 45(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)、(15)及び(16)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45(5)、(6)、(7)、(12)及び(14)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 法人が45(10)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２、法附則８⑨）

(11) 略

(12) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の５、法附則８⑪・⑬）

(13) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の６②・⑤・⑥、法附則８⑭）

(14) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法４２の１２の７④～⑥・⑨・⑩、法附則８⑰・⑱）

(15) 法人税額からの外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法６６の７④～⑥・⑧～⑩）

(16) 法人税額からの外国関係法人に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措置法６６の９の３④・⑤・⑦～⑨）

**45の2** 45(5)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13) 及び(14)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が45(5)、(10) 及び(12)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2) 法人が45(8)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定事業用機械等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

- (3) 法人が4 5 (11)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (4) 法人が4 5 (15)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (5) 法人が4 5 (16)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、租税特別措置法第4 2条の1 2の7第4項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした情報技術事業適応設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額がある場合にあっては当該事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同条第6項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

- (3) 法人が4 5 (9)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定建物等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (4) 法人が4 5 (13)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。
- (5) 法人が4 5 (14)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、租税特別措置法第4 2条の1 2の7第4項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした情報技術事業適応設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額がある場合にあっては当該事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同条第6項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした生産工程効率化等設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

4 5 の 3 法人税割の課税標準である個別帰属法人税額とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいうものであること。(法2 9 2 ④IVのII)

(1) 個別帰属特別控除取戻税額等がない場合であって調整前個別帰属法人税額が零以上であるとき又は、個別帰属特別控除取戻税額等がある場合であって調整前個別帰属法人税額が個別帰属特別控除取戻税額等以上であるとき 調整前個別帰属法人税額

(2) 個別帰属特別控除取戻税額等がない場合であって調整前個別帰属法人税額が零を下回るとき 零

(3) 個別帰属特別控除取戻税額等がある場合であって調整前個別帰属法人税額が個別帰属特別控除取戻税額等を下回るとき 個別帰属特別控除取戻税額等

4 5 の 4 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第8 1条の1 8第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合には、当該法人税の負担額として帰せられる金額に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係

る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合には、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額を差し引いた額をいうものであること。（法292④Ⅲ）

- (1) 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除額（法人税法81の18②）
- (2) 法人税額からの外国税額の控除額（法人税法81の18③）
- (3) 法人税額からの分配時調整外国税相当額の控除額（法人税法81の18④）
- (4) 連結欠損金の繰戻しによる還付額（法人税法81の18⑤）
- (5) 試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人税額の特別控除（法附則第8条第3項に規定する中小連結親法人等（以下45の4及び45の6において「中小連結親法人等」という。）の試験研究費に係るものを除く。）（措置法68の9、法附則8③・④）
- (6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措置法68の14②・⑥・⑦）
- (7) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措置法68の14の2②・⑥・⑦）
- (8) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の14の3②・④・⑥・⑦、法附則8⑥）
- (9) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法68の15②・④・⑥・⑦、法附則8⑧）
- (10) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控

除（中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法６８の１５の２、法附則８⑩）

(11) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除（措置法６８の１５の３）

(12) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に  
係るものを除く。）（措置法６８の１５の６、法附則８⑫・⑭）

(13) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（  
中小連結親法人等に係るものを除く。）（措置法６８の１５の６の２、法附則８  
⑯）

(14) 事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（中小連結親法人等に  
係るものを除く。）（措置法６８の１５の７、法附則８⑱・㉔）

(15) 法人税額からの外国関係会社に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除（  
措置法６８の９１④・⑤・⑦～⑨）

(16) 法人税額からの外国関係法人に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除（  
措置法６８の９３の３④・⑤・⑦～⑨）

**45の5** 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に  
係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法２９２①ⅣのⅣ、令  
45の3）

(1) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の  
連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法６８の１１⑤）

(2) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除  
額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法６８の１３④）

(3) 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除  
額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法６８の１５の５  
⑤）

(4) 使途秘匿金の支出に対する法人税額（措置法６８の６７①）



定すべき法人税割額と異なる場合又は 当該申告がなされなかった場合においては、これを更正し、又は決定することができるが、確定法人税額 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ そのものを市町村において独自に計算し、増額又は減額して更正し、又は決定することはできないものであること。（法 3 2 1 の 1 1）

4 8 保険業法（平成 7 年法律第 1 0 5 号）に規定する相互会社（以下この節において「相互会社」という。）に係る均等割の税率の適用区分の基準である純資産額の算定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法 2 9 2 ①IV の II ハ・3 1 2 ①、令 4 5 の 4）

(1) 及び (2) 略

4 8 の 2 法 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 2 の資本金等の額とは、法第 3 2 1 条の 8 第 1 項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第 2 条第 1 6 号に規定する資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定については、法人税の例によるものであるが、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に規定する剰余金を同法の規定により資本金とした場合又は同法に規定する資本金を同法の規定により損失の填補に充てた場合などについては、この限りではないこと。また、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものであること。なお、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めるものであること。

また、法 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 2 イ及びロの規定により計算した金額が、当該算定期間終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を下回る場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を均等割の税率適用区分の基準とすること。（法 2 9 2 ①IV の II、法 3 1 2 ⑥・⑦ \_\_\_\_\_）

4 8 の 3 法 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する資本金等の額の算定に当たって

\_\_\_\_\_ と異なる場合並びに当該申告がなされなかった場合においては、これを更正し、又は決定することができるが、確定法人税額又は確定個別帰属法人税額そのものを市町村において独自に計算し、増額又は減額して更正し、又は決定することはできないものであること。（法 3 2 1 の 1 1）

4 8 保険業法（平成 7 年法律第 1 0 5 号）に規定する相互会社（以下この節において「相互会社」という。）に係る均等割の税率の適用区分の基準である純資産額の算定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法 2 9 2 ①IV の V ホ・3 1 2 ①、令 4 5 の 5）

(1) 及び (2) 略

4 8 の 2 法 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 5 の資本金等の額とは、法第 3 2 1 条の 8 第 1 項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第 2 条第 1 6 号に規定する資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定については、法人税の例によるものであるが、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）に規定する剰余金を同法の規定により資本金とした場合又は同法に規定する資本金を同法の規定により損失の填補に充てた場合などについては、この限りではないこと。また、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものであること。なお、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めるものであること。

また、法 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 5 イからニの規定により計算した金額が、当該算定期間終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を下回る場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を均等割の税率適用区分の基準とすること。（法 2 9 2 ①IV の V、法 3 2 1 の 8 ④・⑤・⑥）

4 8 の 3 法 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額の算定に当たって



は、同号イ(2)及び(3)に掲げる金額についてその内容を証する書類を添付した申告書を提出した場合に限り、同号イ(2)及び(3)に掲げる金額を減算することができるものであること。

49 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第321条の8第1項前段又は第2項前段の規定により中間申告をする場合の前事業年度分\_\_\_\_\_として事業年度(通算子法人の場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度)\_\_\_\_\_開始の日以後6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度\_\_\_\_\_に係る法人税割額には、同条第43項の規定により加算された金額及び租税特別措置法第42条の4第8項第6号若しくは第7号(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。)、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないもの\_\_\_\_\_であることに留意すること。(法321の8①前段・②前段、令48の10・48の10の3、令附則5の2の4①・②)したがって、前事業年度分\_\_\_\_\_として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分\_\_\_\_\_として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、法第321条の8第43項の規定により加算された金額及び当該法人税割額の課税標準である法人税額(関係市町村ごとに分割した後の額)に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額(関係市町村ごとに分割する前の額)に対する当該法人税額のうち租税特別措置法第42条の4第8項第6号若しくは第7号(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。)、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額

は、同号イ(2)及び(3)に掲げる金額についてその内容を証する書類を添付した申告書を提出した場合に限り、同号イ(2)及び(3)に掲げる金額を減算することができるものであること。

49 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が、法第321条の8第1項前段又は第2項\_\_\_\_\_の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては\_\_\_\_\_租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の4第5項\_\_\_\_\_、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。(法321の8①前段・②\_\_\_\_\_)したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各市町村ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、前事業年度に係るものにあつては\_\_\_\_\_当該法人税割額の課税標準である法人税額\_\_\_\_\_に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額\_\_\_\_\_に対する\_\_\_\_\_租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の4第5項\_\_\_\_\_、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額

の割合を乗じて得た額を

控除する取扱いとすること。

なお、上記の租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合についても、同様の取扱いであること。(令附則5の3、令和2年9月改正令附則5⑧・⑨)

**49の2** 法第321条の8第1項の規定により市町村民税の中間申告義務を有する法人は、法人税法第71条第1項の規定により法人税の中間申告書を提出する義務がある法人に限るものであるため、同項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、同法第72条第1項及び第5項の規定により仮決算による法人税の中間申告書を提出する場合であっても、市町村民税の中間申告書の提出を要しないものであること。

の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

**49の2** 法第321条の8第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。(法321の8②)

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の11第5項、第68条の13第4項、第68条の15の5第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第9項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令48の10の4)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の4第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)

49の3 法人税法第71条第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人であっても、次のいずれにも該当する通算子法人については、市町村民税の予定申告書を提出しなければならないものであること。（法321の8②

）

（1） 通算親法人である協同組合等との間に通算完全支配関係があること。

（2） 法人税法第71条第1項第1号に掲げる金額（同条第2項又は第3項の規定の適用がある場合はその適用後の金額）が10万円を超えること。

（3） 当該事業年度（通算承認の効力が生じた日が同日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。）開始の日の属する通算親法人の事業年度が6月を超え、かつ、当該通算親法人の事業年度開始の日以後6月を経過した日において、当該通算親法人との間に通算完全支配関係があること。

なお、該当する通算子法人については仮決算に係る中間申告をすることができないものであること。

49の4 清算中の法人であっても通算子法人にあつては、法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。）の規定により法人税の中間申告書の提出を要する場合には、市町村民税の中間申告書を提出しなければならないものであること。（法321の8①）

50 法第321条の8第1項後段又は第2項後段の規定によって提出があつたとみなされる申告書に係る法人税割額を計算する場合には、同条第1項前段又は第2項前段に規定する法人税割額の計算の例によるものであること。（法321の8①後段・②後段、令48の10の2・48の10の4）

なお、同条第1項後段及び第2項後段の規定によって申告書の提出があつたもの

の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令48の10の5）

50 法第321条の8第1項後段又は第3項\_\_\_\_\_の規定によって提出があつたとみなされる申告書に係る法人税割額を計算する場合には、同条第1項前段又は第2項\_\_\_\_\_に規定する法人税割額の計算の例によるものであること。（法321の8①後段・③\_\_\_\_\_）

なお、同条第1項後段\_\_\_\_\_の規定によって申告書の提出があつたもの

とみなされる法人には、法人税法第71条第2項又は第3項の規定の適用を受ける  
適格合併に係る合併法人\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が含まれるも  
のであることに留意すること。

51の2 内国法人が各事業年度\_\_\_\_\_において租税特別措置法第66  
条の7第4項及び第10項\_\_\_\_\_の規定の適用を  
受ける場合において、当該事業年度\_\_\_\_\_の控除対象所得税額等相当額  
(同条第4項\_\_\_\_\_に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下51  
の2において同じ。)

\_\_\_\_\_のうち、同条第4項\_\_\_\_\_に規定する法人税の額及び同条第10項に規  
定する所得地方法人税額並びに法第53条第36項に規定する法人税割額の合計額  
\_\_\_\_\_を超え

る額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その  
運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の8㉔)

(1) 控除対象所得税額等相当額\_\_\_\_\_が全額法人税  
額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割額から税額控除される場合には  
、市町村民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_は、ないものであること。

(2) 略

(3) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの  
法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額\_\_\_\_\_の  
\_\_\_\_\_の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して  
算定するものであること。

とみなされる法人には、法人税法第71条第2項又は第3項の規定の適用を受ける  
適格合併に係る合併法人が含まれるものであり、法第321条の8第3項の規定に  
よって申告書の提出があったものとみなされる法人には、令第48条の10の4又  
は第48条の10の5の規定の適用を受ける適格合併に係る合併法人が含まれるも  
のであることに留意すること。

51の2 内国法人が各事業年度又は各連結事業年度において租税特別措置法第66  
条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を  
受ける場合において、当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額  
(同法第66条の7第5項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下51  
の2において同じ。)又は個別控除対象所得税額等相当額(同法第68条の91第  
4項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下51の2において同じ  
。)

\_\_\_\_\_のうち、同法第66条の7第5項に規定する法人税の額及び同条第11項に規  
定する所得地方法人税額並びに法第53条第24項に規定する法人税割額の合計額  
又は同法第68条の91第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する  
所得地方法人税額並びに法第53条第24項に規定する法人税割額の合計額を超え

る額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その  
運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の8㉕)

(1) 控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額が全額法人税  
額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割額から税額控除される場合には  
、市町村民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額又は個別控  
除対象所得税額等相当額は、ないものであること。

(2) 略

(3) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの  
法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額  
等相当額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して  
算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第7項ただし書の規定により外国税額控除に係る市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、令第48条の12の2第1項及び規則第10条の2の6第1項の規定により補正することとされているものであること。

(令48の12の2①、則10の2の6①)

(4) 法第321条の8第36項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる所得税等の額(租税特別措置法第66条の7第4項 \_\_\_\_\_ に規定する所得税等の額をいう。以下(4)において同じ。)は、所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した規則第20号の3の2様式に当該計算の基礎となる当該所得税等の額として記載された金額を限度とするものであること。(令48の12の2②、則10)

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等(外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。)を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は \_\_\_\_\_ 同法第144条の2第1項の控除限度額 \_\_\_\_\_ 及び法人税法施行令第144条第6項第1号の地方法人税の控除限度額又は同令第195条の2 \_\_\_\_\_ に規定する地方法人税の控除限度額 \_\_\_\_\_ 並びに令第9条の7第6項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第7項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額(外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の8㉞)

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、そ

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第8項ただし書の規定により外国税額控除に係る市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、令第48条の12の2第1項及び規則第10条の2の6第1項の規定により補正することとされているものであること。

(令48の12の2①・則10の2の6①)

(4) 法第321条の8第24項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる所得税等の額(租税特別措置法第66条の7第5項又は第68条の9第4項に規定する所得税等の額をいう。以下(4)において同じ。)は、所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類 \_\_\_\_\_ に当該計算の基礎となる当該所得税等の額として記載された金額を限度とするものであること。(令48の12の2② \_\_\_\_\_ )

52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等(外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。)を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3 \_\_\_\_\_ の地方法人税の控除限度額若しくは同令第197条第5項第1号に規定する地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額並びに令第9条の7第7項の道府県民税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第8項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額(外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法321の8㉞)

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、そ

の範囲については法人税法施行令第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。(令48の13①)

なお、内国法人が租税特別措置法第66条の6第1項、第6項若しくは第8項又は第66条の9の2第1項、第6項若しくは第8項の規定により外国関係会社又は外国関係法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額、金融子会社等部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第48条の13第3項の規定により外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。(令48の13③)

(2) 市町村民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の6を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。(令48の13⑦)

(3) 各事業年度の外国の法人税等が全額法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割額から税額控除される場合には、市町村民税の法人税割額から控除すべき当該事業年度の外国の法人税等の額は、ないものであること。

なお、各事業年度において市町村民税の控除余裕額が生じた場合において、当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度((4)及び(5)において「前3年以内の各事業年度」という。)において課された外国の法人税等の額の

の範囲については法人税法施行令第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。(令48の13①)

なお、内国法人が租税特別措置法第66条の6第1項、第6項若しくは第8項、第66条の9の2第1項、第6項若しくは第8項、第68条の90第1項、第6項若しくは第8項又は第68条の93の2第1項、第6項若しくは第8項の規定により外国関係会社又は外国関係法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額、金融子会社等部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額を当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第48条の13第3項の規定により外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。(令48の13③)

(2) 市町村民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の6を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する市町村に事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。(令48の13⑧)

(3) 各事業年度又は各連結事業年度の外国の法人税等が全額法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割額から税額控除される場合には、市町村民税の法人税割額から控除すべき当該事業年度又は連結事業年度の外国の法人税等の額は、ないものであること。

なお、各事業年度又は各連結事業年度において市町村民税の控除余裕額が生じた場合において、当該事業年度若しくは連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度((4)及び(5)において「前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。)において課された外国の法人税等の額の

うち当該事業年度\_\_\_\_\_前<sup>1</sup>の事業年度\_\_\_\_\_において、法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割額及び市町村民税の法人税割額から控除することができた額を超える部分の額があるときは、令第48条の13第2項の規定による額を当該事業年度\_\_\_\_\_において課された外国の法人税等の額とみなして、市町村民税の法人税割額から控除することとされているものであること。（令48の13②）

(4) 各事業年度\_\_\_\_\_において課された外国の法人税等の額が当該事業年度\_\_\_\_\_の法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割額及び市町村民税の法人税割の控除限度額の合計額を超える場合において、前3年以内の各事業年度\_\_\_\_\_における市町村民税の控除余裕額があるときは、令第48条の13第8項の規定による額を当該事業年度分\_\_\_\_\_の市町村民税の控除限度額に加算して、外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令48の13⑧）

(5) 次に掲げる事業年度\_\_\_\_\_における控除限度額を超える外国税額及び市町村民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度\_\_\_\_\_における控除限度額を超える外国税額及び市町村民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア 法人が外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度\_\_\_\_\_

イ 通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下イにおいて同じ。）の事業年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入したときは、当該損金に算入した事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の事業年度

うち当該事業年度若しくは連結事業年度前<sup>1</sup>の事業年度若しくは連結事業年度において、法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割額及び市町村民税の法人税割額から控除することができた額を超える部分の額があるときは、令第48条の13第2項の規定による額を当該事業年度又は連結事業年度\_\_\_\_\_において課された外国の法人税等の額とみなして、市町村民税の法人税割額から控除することとされているものであること。（令48の13②）

(4) 各事業年度又は各連結事業年度\_\_\_\_\_において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度\_\_\_\_\_の法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税の法人税割額及び市町村民税の法人税割の控除限度額の合計額を超える場合において、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度\_\_\_\_\_における市町村民税の控除余裕額があるときは、令第48条の13第9項の規定による額を当該事業年度分又は連結事業年度分\_\_\_\_\_の市町村民税の控除限度額に加算して、外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令48の13⑨）

(5) 次に掲げる事業年度又は連結事業年度\_\_\_\_\_における控除限度額を超える外国税額及び市町村民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度\_\_\_\_\_における控除限度額を超える外国税額及び市町村民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア 法人が外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度

イ 法人が外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるとき、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度

(6) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下5 2 及び 5 2 の 2において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（5 2 (8) 及び 5 2 の 2 (2)において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度\_\_\_\_\_以後の各事業年度\_\_\_\_\_においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度\_\_\_\_\_開始の日前3年以内に開始した各事業年度\_\_\_\_\_（5 2 (8) 及び 5 2 の 2 (2)において「前3年内事業年度」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。（令4 8 の 1 3 ⑨～⑱）

ア 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前3年以内に開始した各事業年度\_\_\_\_\_の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額

イ 適格分割又は適格現物出資（以下5 2 及び 5 2 の 2において「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（5 2 (8) イ 及び 5 2 の 2 (2) イにおいて「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度\_\_\_\_\_開始の日前3年以内に開始した各事業年度\_\_\_\_\_の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

(7) 外国の法人税等の額のうち市町村民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額（以下(7)及び(8)において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。（令4 8 の 1 3 ⑳）

(8) 令第 4 8 条 の 1 3 第 2 0 項に規定する所得等申告法人（以下(8)において「

(6) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下(6) 及び (8)において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、又は現物出資法人（(8)\_\_\_\_\_において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（(8)\_\_\_\_\_）において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。（令4 8 の 1 3 ⑩～⑲）

ア 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額

イ 適格分割又は適格現物出資（以下イ 及び (8) イ\_\_\_\_\_において「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（(8) イ\_\_\_\_\_において「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

(7) 外国の法人税等の額のうち市町村民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額（以下(7)及び(8)において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。（令4 8 の 1 3 ㉑）

(8) 令第 4 8 条 の 1 3 第 2 1 項に規定する所得等申告法人（以下(8)において「



所得等申告法人」という。)が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度\_\_\_\_\_以後の各事業年度\_\_\_\_\_においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度\_\_\_\_\_の控除未済外国法人税等額とみなす。(令48の13㉔～㉘)

ア 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前3年以内に開始した各事業年度\_\_\_\_\_の控除未済外国法人税等額

イ 適格分割等 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度\_\_\_\_\_開始の日前3年以内に開始した各事業年度\_\_\_\_\_の控除未済外国法人税等額のうち、当該適格分割等により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

(9) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第7項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第29項及び規則第10条の2の6第1項の規定により補正することとされているものであること。(令48の13㉙、則10の2の6①)

(10) 法第321条の8第38項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度\_\_\_\_\_において課された外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の6第5項で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。(令48の13㉚、則10の2の6⑤)

所得等申告法人」という。)が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。(令48の13㉛～㉞)

ア 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除未済外国法人税等額

イ 適格分割等 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除未済外国法人税等額のうち、当該適格分割等により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

(9) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第8項ただし書の規定により市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第30項及び規則第10条の2の6第1項の規定により補正することとされているものであること。(令48の13㉟・則10の2の6①)

(10) 法第321条の8第26項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の6第4項で定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。(令48の13㊱・則10の2の6④)

52の2 法第321条の8第38項の規定を適用する場合において、通算法人の同条第39項に規定する適用事業年度（以下52の2において「適用事業年度」という。）の同項に規定する税額控除額（以下52の2において「税額控除額」という。）が当初申告税額控除額（当該適用事業年度の同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下52の2において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなすものであること。適用事業年度について同条第40項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第39項の規定を適用する場合は、同条第40項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなすものであること。（法321の8㉟～㊱）

また、適用事業年度後の通算法人（通算法人であった内国法人（公益法人等に該当することとなった内国法人を除く。）を含む。）の各事業年度（以下52の2において「対象事業年度」という。）において、法第321条の8第42項に規定する調整後過去税額控除額（以下52の2において「調整後過去税額控除額」という。）が同項に規定する過去当初申告税額控除額（以下52の2において「過去当初申告税額控除額」という。）を超える場合にあっては税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）を法人税割額から控除するものであり、過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合にあっては法人税割額に税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）を加算するものであること。（法321の8㊲・㊳）

これらの場合において、当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除

超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額  
(それぞれ同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係  
る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足  
額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下52の2に  
おいて同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額  
控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額  
相当額とみなすものであること。また、当該対象事業年度について同条第45項の  
規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第44項又は第  
45項の規定を適用する場合は、同項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書  
に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超  
過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除  
不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足  
額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなすものであること。(法321  
の8④)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

- (1) 税額控除不足額相当額のうち、市町村民税の法人税割額を超えるため控除す  
ることができなかった額(以下52の2において「控除未済税額控除不足額相当  
額」という。)があるときは、法人税と異なり、当該控除未済税額控除不足額相  
当額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであ  
ること。(令48の13の2①)
- (2) 法人税法第71条第1項又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告  
書を提出する義務がある法人(以下(2)において「所得等申告法人」という。)  
が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合  
には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業  
年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所  
得等申告法人の前3年内事業年度の控除未済税額控除不足額相当額とみなすもの

であること。(令48の13の2①)

ア 適格合併 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前3年以内に開始した各事業年度の控除未済税額控除不足額相当額

イ 適格分割等 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の控除未済税額控除不足額相当額のうち、当該適格分割等により当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

(3) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額又は法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額の計算は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が令第48条の13第7項ただし書の規定により対象事業年度の市町村民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、令第48条の13の2第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)及び規則第10条の2の6第1項の規定により補正することとされているものであること。(令48の13の2②・③、則10の2の6①)

(4) 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人における当初申告税額控除額とみなされる税額控除額及び当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなされる税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額は、法第321条の13第2項に規定する従業者の数又は令第48条の13第29項及び第48条の13の2第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)並びに規則第10条の2の6第1項の規定により補正された従業者の数により関係市町村ごとに按分する前の金額をいうものであること。(法321条の8③④)

(5) 法第321条の8第42項及び第43項の規定の適用を受ける法人にあつて

は、当該対象事業年度に係る規則第20号の4様式（同様式別表1から別表6までを含む。以下52の2において同じ。）及び同様式別表7だけでなく、過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式及び税額控除額の控除に関する事項を記載した規則第20号の4様式を確定申告書等に添付しなければならないものであること。（令48の13の2④・⑤、則10の2の6⑥・⑧）

(6) 法第321条の8第42項の規定による控除をされるべき税額控除不足額相当額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の6第7項に定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、税額控除額の控除に関する事項を記載した過去適用事業年度の規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とするものであること。（令48の13の2④、則10の2の6⑦）

(7) 法第321条の8第43項の規定により加算されるべき税額控除超過額相当額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の規則第10条の2の6第9項に定める金額は、市町村長において特別の事情があると認める場合を除くほか、税額控除額の控除に関する事項を記載した過去適用事業年度の規則第20号の4様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とするものであること。（令48の13の2⑤、則10の2の6⑨）

(8) 法第321条の8第42項の規定による控除又は同条第43項の規定による加算をすべき事業年度は、法人税において法人税法第69条第18項の規定による控除又は同条第19項の規定による加算をすべき事業年度と、原則として一致すべきものであること。

(9) 通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下(9)において同じ。）が合併により解散した場合、通算法人の残余財産が確定した場合又は通算法人が公益法人等に該当することとなった場合においても、(1)から(8)までに留意するものであること。（法321の8④・⑧）

53 各事業年度\_\_\_\_\_の開始の前日に開始した事業年度\_\_\_\_\_の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理した金額に係るもの（以下53において「仮装経理法人税割額」という。）については、当該各事業年度\_\_\_\_\_（当該更正の日以後に終了する事業年度\_\_\_\_\_に限る。）の法人税割額から（5）に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8④・⑤～⑥）

(1) 仮装経理法人税割額とは、法人税において事実を仮装して経理した金額に係る法人税額\_\_\_\_\_として算定され、法人税法第135条第1項に規定する仮装経理法人税額に対応する法人税割額をいうものであること。（令48の14\_\_\_\_\_）この場合において、法人税にあつては、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴って、前1年以内の法人税額\_\_\_\_\_を限度とする還付の制度があるが、法人の市町村民税については、この制度をとっていないので、法人税法第135条第2項の規定により還付される金額を含めた法人税額\_\_\_\_\_に対応する法人税割額を繰り越して控除するものであることに留意すること。（法人税法135②）

(2) 控除は、更正の日以後終了する事業年度\_\_\_\_\_の確定申告に係る法人税割額（当該確定申告に係る申告書を提出すべき事業年度\_\_\_\_\_の修正申告及び更正又は決定による法人税割額を含む。）から行うものであること。（法321の8④）

(3) 略

(4) 各事業年度\_\_\_\_\_の終了の日以前に行われた適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の前日に開始した事業年度\_\_\_\_\_の法人税割につき更正を受けた場合の仮装経理法人税割額についても、合併法人の法人税割額から控除されるものであること。（法321の8④）

53 各事業年度又は各連結事業年度の開始の前日に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理した金額に係るもの（以下53において「仮装経理法人税割額」という。）については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度（当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度\_\_\_\_\_に限る。）の法人税割額から（5）に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8⑦・⑧～⑩）

(1) 仮装経理法人税割額とは、法人税において事実を仮装して経理した金額に係る法人税額又は連結法人税額として算定され、法人税法第135条第1項に規定する仮装経理法人税額に対応する法人税割額をいうものであること。（令9の8・48の14\_\_\_\_\_）この場合において、法人税にあつては、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴って、前1年以内の法人税額又は連結法人税額を限度とする還付の制度があるが、法人の市町村民税については、この制度をとっていないので、法人税法第135条第2項の規定により還付される金額を含めた法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に対応する法人税割額を繰り越して控除するものであることに留意すること。（法人税法135②）

(2) 控除は、更正の日以後終了する事業年度又は連結事業年度の確定申告に係る法人税割額（当該確定申告に係る申告書を提出すべき事業年度又は連結事業年度の修正申告及び更正又は決定による法人税割額を含む。）から行うものであること。（法321の8⑦）

(3) 略

(4) 各事業年度又は各連結事業年度の終了の日以前に行われた適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の前日に開始した事業年度又は連結事業年度の法人税割につき更正を受けた場合の仮装経理法人税割額についても、合併法人の法人税割額から控除されるものであること。（法321の8⑦）

(5) 仮装経理法人税割額の還付又は充当については次の場合について行うものとする。

ア 更正の日の属する事業年度\_\_\_\_\_開始の日から5年を経過する日の属する事業年度\_\_\_\_\_の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法321の8㉞）

イ 残余財産が確定したときは、その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法321の8㉟）

ウ 合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたときは、その合併の日の前日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法321の8㊱）

エ 破産手続開始の決定による解散をしたときは、その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法321の8㊲）

オ 普通法人又は協同組合等が法人税法第2条第6号に規定する公益法人等に該当することとなったときは、その該当することとなった日の前日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法321の8㊳）

カ アからオまでの場合において、法人の市町村民税の確定申告書の提出期限後に当該法人の市町村民税の確定申告書の提出があった場合、又は当該法人の市町村民税の確定申告書に係る事業年度\_\_\_\_\_の法人税割について法第321条の11第2項の規定による決定があった場合（法321の8㊴）

キ 法第321条の8第56項各号に掲げる事実が生じたときに、その事実が生じた日以後1年以内に法人から還付の請求があり、その請求に理由がある場合（法321の8㊵）

54 市町村は、法人税額\_\_\_\_\_に係る租税条約の実施に係る還付す

(5) 仮装経理法人税割額の還付又は充当については次の場合について行うものとする。

ア 更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から5年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法321の8㉞）

イ 残余財産が確定したときは、その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法321の8㉟）

ウ 合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたときは、その合併の日の前日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法321の8㊱）

エ 破産手続開始の決定による解散をしたときは、その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法321の8㊲）

オ 普通法人又は協同組合等が法人税法第2条第6号に規定する公益法人等に該当することとなったときは、その該当することとなった日の前日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限が到来した場合（法321の8㊳）

カ アからオまでの場合において、法人の市町村民税の確定申告書の提出期限後に当該法人の市町村民税の確定申告書の提出があった場合、又は当該法人の市町村民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割について法第321条の11第2項の規定による決定があった場合（法321の8㊴）

キ 法第321条の8第35項各号に掲げる事実が生じたときに、その事実が生じた日以後1年以内に法人から還付の請求があり、その請求に理由がある場合（法321の8㊵）

54 市町村は、法人税額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付す

べき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度\_\_\_\_\_の開始の日から1年以内に開始する各事業年度\_\_\_\_\_の法人税割額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8⑥～⑧・⑨）

(1) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合とは、同項の規定により税務署長が国税通則法第24条又は第26条の規定により更正した場合をいうものであること。（法321の8⑥）

(2) 更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後に更正を行った場合には、法第321条の8第50項\_\_\_\_\_の規定は適用されないものであること。

なお、更正の請求がなく更正を行った場合には、常に同項\_\_\_\_\_の規定は適用されるものであること。（法321の8⑥）

(3) 法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、法第321条の8第50項\_\_\_\_\_の規定の適用を受ける金額があるときは、法第321条の11第4項の通知の際に法第321条の8第50項\_\_\_\_\_の規定の適用がある旨及び同項\_\_\_\_\_の規定により繰越控除の対象となる金額を併せて通知するものであること。

(4) 法人が適格合併により解散をした後に法第321条の8第50項及び第51項\_\_\_\_\_に規定する法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があった場合にも控除が認められるものであること。（法321の⑩）

(5) 繰越控除は、各事業年度\_\_\_\_\_の確定申告に係る法人税割額からのみ行うものであること。

なお、法人税割額からの税額控除としては、控除対象所得税額等相当額\_\_\_\_\_の控除、外国税額控除及び税額控除不足額相当額の

べき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8⑳～㉒・㉓）

(1) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合とは、同項の規定により税務署長が国税通則法第24条又は第26条の規定により更正した場合をいうものであること。（法321の8⑳・㉑）

(2) 更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後に更正を行った場合には、法第321条の8第28項及び第29項の規定は適用されないものであること。

なお、更正の請求がなく更正を行った場合には、常にこれらの規定は適用されるものであること。（法321の8⑳・㉑）

(3) 法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、法第321条の8第28項又は第29項の規定の適用を受ける金額があるときは、法第321条の11第4項の通知の際に法第321条の8第28項又は第29項の規定の適用がある旨及びこれらの規定により繰越控除の対象となる金額を併せて通知するものであること。

(4) 法人が適格合併により解散をした後に法第321条の8第28項から第30項までに規定する法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があった場合にも控除が認められるものであること。（法321の8㉒）

(5) 繰越控除は、各事業年度又は各連結事業年度の確定申告に係る法人税割額からのみ行うものであること。

なお、法人税割額からの税額控除としては、控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除、外国税額控除\_\_\_\_\_



控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除並びに租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除があるが、まず控除対象所得税額等相当額\_\_\_\_\_、外国税額及び税額控除不足額相当額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（法321の8㉓）

また、税額控除超過額相当額の法人税割額への加算は、上記の税額控除の前に行うものであること。

54の2 市町村は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下54の2において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下54の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下54の2において「寄附金支出事業

\_\_\_\_、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除があるが、まず控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除、外国税額\_\_\_\_\_、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（法321の8㉔）

54の2 市町村は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告書の提出の承認を受けている法人又は連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下54の2において同じ。）若しくは当該連結親

法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいい、同条第16号に規定する連結申告法人に限る。以下54の2において同じ。）が、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下54の2において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下54の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下54の2において「寄附金支出事業



\_\_\_\_\_の特定寄附金税額控除、税額控除超過額相当額の加算、控除対象所得税額等相当額\_\_\_\_\_の控除、外国税額控除及び税額控除不足額相当額の控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除並びに租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の市町村民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市町村民税の法人税割額とする。）の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。（法附則8の2の2④）

(3) 特定寄附金税額控除の適用を受けられるのは、仮決算に係る中間申告書、確定申告書（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した規則第20号の5様式及び当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項の規定により交付する書類の写しの添付がある場合に限ること。また、(2)の控除額の計算の基礎となる特定寄附金の額は、仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。（法附則8の2の2⑤）

5.6 法人が通算制度の適用を受ける場合には、法人税法第57条第6項の規定により、同項に規定する時価評価除外法人に該当しない法人については、当該法人の通算承認の効力が生じた日以前に開始した各事業年度において生じた欠損金額は、通算承認の効力が生じた日以後に開始する各事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入できないこととされており、また、時価評価除外法人に該当する法人であつ

\_\_\_\_\_連結事業年度の特定寄附金税額控除\_\_\_\_\_、控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除、外国税額控除\_\_\_\_\_、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の市町村民税の法人税割額（当該法人税割額のうち法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の市町村民税の法人税割額とする。）の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。（法附則8の2の2⑦・⑨）

(4) 特定寄附金税額控除の適用を受けられるのは、仮決算に係る中間申告書、確定申告書（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した規則第20号の5様式及び当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項の規定により交付する書類の写しの添付がある場合に限ること。また、(3)の控除額の計算の基礎となる特定寄附金の額は、仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。（法附則8の2の2⑧・⑩）

5.6 法人が連結納税の適用を受ける場合には、法人税法第81条の9第2項及び同条第4項に定める場合を除くほか、当該法人の連結納税適用前に生じた欠損金額又は災害損失欠損金額は連結所得の計算上損金の額に算入できないこととされているが、法人の市町村民税については、当該損金の額に算入できない欠損金額又は災害損失欠損金額を基に算定した控除対象個別帰属調整額を10年間に限って法人税割

ても、同条第8項の規定により、通算承認の効力が生じた後に当該通算法人と他の通算法人が共同で事業を行う場合等に該当しない場合において、当該法人が同項に規定する支配関係発生日以後に新たな事業を開始した場合には、通算承認の効力が生じた日以前に開始した各事業年度において生じた欠損金額は、一部を除き通算承認の効力が生じた日以後に開始する各事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入できないこととされているが、法人の市町村民税については、これらの損金の額に算入できないこととされた欠損金額（以下56において「通算適用前欠損金額」という。）を基に算定した控除対象通算適用前欠損調整額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額から控除するものであること。（法321の8③）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 通算適用前欠損金額の計算の基礎となる欠損金額には、法人税法第57条第2項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第4項、第5項又は第9項の規定によりないものとされたものを含まないものであること。

また、通算適用前欠損金額が生じた事業年度について法人税の確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して法人税の確定申告書が提出されている場合における当該欠損金額に限るものであること。（令48の11）

(2) 平成30年4月1日以前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額については、当該事業年度開始の日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額に限り法人税割の課税標準となる法人税額から控除できるものであること。（令和2年9月改正令附則5⑫）

(3) 控除対象通算適用前欠損調整額は、通算適用前欠損金額に、通算承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度（以下56において「最初通算事業年度」という。）終了の日（次に掲げる控除対象通算適用前欠損調整額については、次に定める日）における法第321条の8第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。（法32

の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしていること。（法321の8⑤）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 控除対象個別帰属調整額の算定の基礎となる欠損金額には、法人税法第57条第2項の規定により欠損金額とみなされたもの（最初連結事業年度の開始の日後に法人税法に規定する適格合併又は法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定（以下56、56の2及び56の3において「適格合併等」という。）がした場合の欠損金額は除く。）及び同条第6項の規定により欠損金額とみなされたものを含み、同条第4項又は第5項の規定によりないものとされるものは含まないものであること。また、控除対象個別帰属調整額の算定の基礎となる災害損失欠損金額には、同法第58条第2項の規定により災害損失欠損金額とみなされたもの（最初連結事業年度の開始の日後に適格合併等が行われた場合の災害損失欠損金額を除く。）を含み、同条第3項の規定によりないものとされたものは含まないものであること。

(2) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人又は残余財産が確定した法人（以下56、56の2及び56の3において「被合併法人等」という。）について控除対象個別帰属調整額（当該適格合併等の日前10年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象個別帰属調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象個別帰属調整額は、合併法人又は残余財産が確定した法人の株主である法人（56の2及び56の3において「合併法人等」という。）の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。（法321の8⑦）

(3) 控除対象個別帰属調整額は、法人の最初連結事業年度において法人税法第81条の9第2項の適用がないことを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出

1の8④)

ア 2以上の最初通算事業年度がある場合のそれぞれの通算適用前欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額 それぞれの通算適用前欠損金額が生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日（法321の8④）

イ 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合の法人税法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額 新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日（令48の11の3①）

ウ 最初通算事業年度について仮決算に係る中間申告をする場合の控除対象通算適用前欠損調整額 当該事業年度（通算子法人の場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度）開始の日以後6月を経過した日（以下この節において「6月経過日」という。）の前日（令48の11の3②）

また、最初通算事業年度について仮決算に係る中間申告をし、その後の確定申告において法人税割の課税標準となる法人税額から控除対象通算適用前欠損調整額を控除する場合には、上記ウの控除対象通算適用前欠損調整額を控除するのではなく、通算適用前欠損金額に、最初通算事業年度終了の日における法第321条の8第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した控除対象通算適用前欠損調整額を控除するものであること。

(4) 適格合併又は完全支配関係がある他の法人の残余財産の確定（以下この節において「適格合併等」という。）が行われた場合において、被合併法人又は残余財産が確定した法人（以下この節において「被合併法人等」という。）について控除対象通算適用前欠損調整額（当該適格合併の日前又は当該残余財産の確定の日の翌日前10年以内に開始した事業年度（以下この節において「前10年内事業年度」という。）に係る当該控除対象通算適用前欠損調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象通算適用前欠損調整額は、合併法人又は残余財産が確定した法人の株主

している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することができるものであること。なお、2以上の最初連結事業年度がある場合は、それぞれの連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額が生じた事業年度後最初の最初連結事業年度においてのみ法人税法第81条の9第2項の適用がないことを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出することで足りるものであること。（法321の8⑧）

(4) 法人税法第81条の9第2項の適用がないことを証する書類として確定申告書に添付するものには、連結親法人が最初連結事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7の2付表1）の写し、連結親法人の設立後に連結子法人が設立されたことを確認することができる書類等が考えられること。

当該法人税の明細書の写しにより法人税法第81条の9第2項の適用がないことを判定する場合には、「連結法人名」の欄に当該法人の名称が記載されていないことを確認する必要があること。

なお、株式移転制度は平成11年10月1日から導入されたものであるから、同日前に設立された連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人については、当該連結親法人の設立年月日を確認することができる書類の添付で足りるものであること。（法321の8⑧）

(5) 仮決算に係る中間申告書に係る法人税割の課税標準となる法人税額から控除した控除対象個別帰属調整額は、確定申告に係る法人税割の課税標準である法人税額からも控除するものであること。

である法人（以下この節において「合併法人等」という。）の法人税割の課税標準となる法人税額から繰越控除するものであること。（法321の8⑤）

（5） 控除対象通算適用前欠損調整額は、通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度について法人税法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額から控除することができるものであること。（法321の8⑥）

なお、次の諸点に留意すること。

ア 2以上の最初通算事業年度がある場合は、それぞれの通算適用前欠損金額が生じた事業年度後最初の最初通算事業年度において法人税法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出するものであること。

イ 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合の法人税法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額に係る控除対象通算適用前欠損調整額については、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度について、同項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出するものであること。（令48の11の6）

（6） 法人税法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類として確定申告書に添付するものには、法人が最初通算事業年度又は新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7（2））の写し、それらの事業年度の直前の事業年度における法人税の明細書（別表7（1）、（2））の写し等が考えられること。

56の2 通算完全支配関係（通算完全支配関係に準ずる関係を含む。以下56の2において同じ。）がある時価評価除外法人に該当しない法人を被合併法人等とする

56の2 控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合にあっては、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引

適格合併等があった場合（当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定した日が被合併法人等が通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなった日の前日から当該有することとなった日の属する当該通算親法人の事業年度終了の日までの期間内の日である場合等に限る。）には、法人税法第57条第7項の規定により、被合併法人等の前10年内事業年度において生じた欠損金額は、合併法人等の欠損金額とみなされず、法人税の所得の計算上損金の額に算入できないこととされているが、法人の市町村民税については、当該損金の額に算入できないこととされた欠損金額（同項第1項に係る部分に限る。以下56の2において「合併等前欠損金額」という。）を合併法人等の合併等前欠損金額とみなして、当該合併等前欠損金額を基に算定した控除対象合併等前欠損調整額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額から控除するものであること。（法321の8⑦・⑧）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 合併等前欠損金額の計算の基礎となる欠損金額には、法人税法第57条第2項の規定により被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、同条第4項、第5項又は第9項の規定によりないものとされたものを含まないものであること。

また、合併等前欠損金額が生じた事業年度について被合併法人等の法人税の確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して被合併法人等の法人税の確定申告書が提出されている場合における当該欠損金額に限るものであること。（令48の11の7）

(2) 平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額については、被合併法人等の適格合併の日前9年以内又は残余財産確定の日の翌日前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額に限り、合併法人等において生じた合併等前欠損金額とみなして、当該合併等前欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額を法人税割の課税標準となる法人税額から控除できるものであること。（令和2年9月改正令附則5⑬）

いた額で零を超えるものをいう。以下56の2において同じ。）が生じた場合においては、法人の市町村民税について、当該控除対象個別帰属税額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することとしていること。（法321の8⑨）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象個別帰属税額（当該適格合併等の日前10年以内に開始した連結事業年度に係る当該控除対象個別帰属税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象個別帰属税額は、合併法人等の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から繰越控除するものであること。（法321の8⑩）

(2) 控除対象個別帰属税額は、当該控除対象個別帰属税額が生じた連結事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から控除することができるものであること。（法321の8⑪）

(3) 仮決算に係る中間申告書に係る法人税割の課税標準となる法人税額から控除した控除対象個別帰属税額は、確定申告に係る法人税割の課税標準である法人税額からも控除するものであること。

(3) 控除対象合併等前欠損調整額は、合併等前欠損金額に、合併等事業年度（適格合併の日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度をいう。以下56の2において同じ。）終了の日における法第321条の8第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。（法321の8⑨）

なお、合併等事業年度について仮決算に係る中間申告をする場合の控除対象合併等前欠損調整額については、合併等前欠損金額に、6月経過日の前日における法第321条の8第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。（令48の11の11）

また、合併等事業年度について仮決算に係る中間申告をし、その後の確定申告において法人税割の課税標準となる法人税額から控除対象合併等前欠損調整額を控除する場合には、上記の仮決算に係る中間申告をする場合の控除対象合併等前欠損調整額を控除するのではなく、合併等前欠損金額に、合併等事業年度終了の日における法第321条の8第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した控除対象合併等前欠損調整額を控除するものであること。

(4) 控除対象合併等前欠損調整額は、合併法人等が合併等事業年度において、合併等前欠損金額について法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、合併等事業年度後最初の事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額から控除することができるものであること。（法321の8⑦・⑩）

(5) 法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類として確定申告書に添付するものには、通算法人が合併等事業年度に国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7(2)）の写し、被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度



に係る法人税の明細書（別表7（1））の写し等が考えられること。

56の3 通算法人に所得金額が生じ他の通算法人に欠損金額が生じる場合には、他の通算法人に生じた欠損金額を当該通算法人に配分し、法人税法第64条の5第1項の規定により、当該配分された欠損金額を当該通算法人の所得の計算上損金の額に算入し、同条第3項の規定により、当該他の通算法人が当該通算法人に配分した欠損金額を当該他の通算法人の所得の計算上益金の額に算入することとされているが、法人の市町村民税については、同条第1項の規定により所得の計算上損金の額に算入された金額（（1）において「通算対象欠損金額」という。）を基に算定した加算対象通算対象欠損調整額を法人税割の課税標準となる法人税額に加算することとし、同条第3項の規定により益金の額に算入された金額（以下56の3において「通算対象所得金額」という。）を基に算定した控除対象通算対象所得調整額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額から控除するものであること。  
（法321の8⑩～⑬）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

（1） 加算対象通算対象欠損調整額は、通算対象欠損金額に、当該事業年度終了の日における法第321条の8第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。（法321の8⑫）

なお、仮決算に係る中間申告をする場合の加算対象通算対象欠損調整額については、通算対象欠損金額に、6月経過日の前日における法第321条の8第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。（令48の11の12）

（2） 控除対象通算対象所得調整額は、通算対象所得金額に、当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日（次に掲げる控除対象通算対象所得調整額については、次に定める日）における法第321条の8第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。（法321の8⑭）

ア 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に係る中間申告をする場合の控除対象通算対象所得調整額 6月経過日の前日（令48の11の14①）

イ 被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が適格合併の日の前日又は残余財産の確定の日である場合の被合併法人等の控除対象通算対象所得調整額 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日（令48の11の14②）

また、通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に係る中間申告をし、その後の確定申告において法人税割の課税標準となる法人税額から控除対象通算対象所得調整額を控除する場合には、上記アの控除対象通算対象所得調整額を控除するのではなく、通算対象所得金額に、当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における法第321条の8第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した控除対象通算対象所得調整額を控除するものであること。

（3） 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象通算対象所得調整額（前10年内事業年度に係る当該控除対象通算対象所得調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象通算対象所得調整額は、合併法人等の法人税割の課税標準となる法人税額から繰越控除するものであること。（法321の8⑮）

（4） 控除対象通算対象所得調整額は、法人が通算対象所得金額の生じた事業年度について法人税法第64条の5第3項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額から控除することができるものであること。（法321の8⑯）

（5） 法人税法第64条の5第3項の規定の適用があることを証する書類として確定申告書に添付するものには、法人が通算対象所得金額の生じた事業年度におい

て国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7の3）の写し等が考えられること。

56の4 通算法人の欠損金の繰越控除については、法人税法第64条の7第1項第2号の規定により通算グループ内の各通算法人に生じた欠損金額のうち特定欠損金額（通算制度の開始・加入前に生じた欠損金額等で他の通算法人に配賦できないものをいう。）以外のもの（以下56の4において「非特定欠損金額」という。）を各通算法人に配賦し、当該配賦された欠損金額（以下56の4において「非特定欠損金配賦額」という。）に同項第3号ロに規定する非特定損金算入割合（以下56の4において「非特定損金算入割合」という。）を乗じた金額を法人税の所得の計算上損金の額に算入することとされているが、法人の市町村民税については、通算法人に配賦された非特定欠損金配賦額が当該通算法人に生じた非特定欠損金額を超える場合、すなわち他の通算法人から非特定欠損金額を配賦された場合には、当該超える額に非特定損金算入割合を乗じた金額（(1)において「被配賦欠損金控除額」という。）を基に算定した加算対象被配賦欠損調整額を法人税割の課税標準となる法人税額に加算し、通算法人に配賦された非特定欠損金配賦額が当該通算法人に生じた非特定欠損金額に満たない場合、すなわち他の通算法人に非特定欠損金額を配賦した場合には、当該満たない額に非特定損金算入割合を乗じた金額（以下56の4において「配賦欠損金控除額」という。）を基にして算定した控除対象配賦欠損調整額を10年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額から控除するものであること。（法321の8⑰・⑱）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 加算対象被配賦欠損調整額は、被配賦欠損金控除額に、当該事業年度終了の日における法第321条の8第4項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。（法321の8⑱）

なお、仮決算に係る中間申告をする場合の加算対象被配賦欠損調整額については、被配賦欠損金控除額に、6月経過日の前日における法第321条の8第4項

各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。(令48の11の17)

(2) 控除対象配賦欠損調整額は、配賦欠損金控除額に、当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる控除対象配賦欠損調整額については、次に定める日)における法第321条の8第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定するものであること。(法321の8㉑)

ア 配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に係る中間申告をする場合の控除対象配賦欠損調整額 6月経過日の前日(令48の11の19①)

イ 被合併法人等の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が適格合併の日の前日又は残余財産の確定の日である場合の被合併法人等の控除対象配賦欠損調整額 当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日(令48の11の19②)

また、配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に係る中間申告をし、その後の確定申告において法人税割の課税標準となる法人税額から控除対象配賦欠損調整額を控除する場合には、上記アの控除対象配賦欠損調整額を控除するのではなく、配賦欠損金控除額に、当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における法第321条の8第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した控除対象配賦欠損調整額を控除するものであること。

(3) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象配賦欠損調整額(前10年内事業年度に係る当該控除対象配賦欠損調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該控除対象配賦欠損調整額は、合併法人等の法人税割の課税標準である法人税額から繰越控除するものであること。(法321の8㉒)

(4) 控除対象配賦欠損調整額は、法人が配賦欠損金控除額の生じた事業年度について法人税法第57条第1項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額から控除することができるものであること。(法321の8②)

(5) 法人税法第57条第1項の規定の適用があることを証する書類として確定申告書に添付するものには、法人が配賦欠損金控除額の生じた事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書(別表7(2)付表1)の写し等が考えられること。

**56の5** 法人が法人税法第80条又は第144条の13の規定により欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合

\_\_\_\_\_には、内国法人にあつては  
\_\_\_\_\_内国法人の控除対象還付法人税額\_\_\_\_\_を法人税割の課税標準となる法人税額\_\_\_\_\_から、外国法人にあつては\_\_\_\_\_外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ10年間に限って控除するものとされたのであるが、その趣旨は、所得税において純損失の繰戻しによる還付が認められた場合の所得割の取扱いと軌を一にするものであること。(法321の8③)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は\_\_\_\_\_外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額(当該適格合併\_\_\_\_\_の日前又は当該残余財産の確定の日の翌日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間(法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に

**56の3** 法人が法人税法第80条又は第144条の13の規定により欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合又は同法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合には、内国法人にあつては

\_\_\_\_\_内国法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあつては\_\_\_\_\_外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ10年間に限って控除するものとされたのであるが、その趣旨は、所得税において純損失の繰戻しによる還付が認められた場合の所得割の取扱いと軌を一にするものであること。(法321の8⑫・⑮)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額(当該適格合併等の日前\_\_\_\_\_10年以内に開始した事業年度\_\_\_\_\_ (法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に

規定する中間期間をいう。(2)において同じ。)に係る当該内国法人の控除対象  
還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額  
又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額のうち  
、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_があるときは、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人  
の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は \_\_\_\_\_ 当該外国法人の恒  
久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_は、合併法人等の市町村民税について、内国法人にあつては \_\_\_\_\_ 内国法人の控除  
対象還付法人税額 \_\_\_\_\_ を法人税割の課税標準となる法人  
税額 \_\_\_\_\_ から、外国法人にあつては \_\_\_\_\_ 外国法人の恒久的施設  
帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から  
、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設  
非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ繰越控除するものであること。( 法321の8⑭ )

(2) 内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控  
除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付  
法人税額は、 \_\_\_\_\_ 当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒  
久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非  
帰属所得に対する控除対象還付法人税額の計算の基礎となった欠損金額に係る事  
業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度以後において連続して法人の市町  
村民税の確定申告書を提出している場合に限り、 \_\_\_\_\_

規定する中間期間を含む。 \_\_\_\_\_ )に係る当該内国法人の控除対象  
還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額  
又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額のうち  
、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。) 又は控除  
対象個別帰属還付税額(当該適格合併等の日前10年以内に開始した連結事業年  
度(同法第81条の31第5項に規定する中間期間を含む。))に係る控除対象個  
別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金  
額に限る。)があるときは、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人  
の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは当該外国法人の恒  
久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額 又は控除対象個別帰属還付税  
額は、合併法人等の市町村民税について、内国法人にあつては \_\_\_\_\_ 内国法人の控除  
対象還付法人税額 又は控除対象個別帰属還付税額 を法人税割の課税標準となる法人  
税額 又は個別帰属法人税額 から、外国法人にあつては \_\_\_\_\_ 外国法人の恒久的施設  
帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から  
、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設  
非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ繰越控除するものであること。( 法321の8⑬・⑯ )

(2) 内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控  
除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付  
法人税額 にあつては、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒  
久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非  
帰属所得に対する控除対象還付法人税額の計算の基礎となった欠損金額に係る事  
業年度 \_\_\_\_\_ 以後において連続して法人の市町  
村民税の確定申告書を提出している場合に限り、 控除対象個別帰属還付税額にあ  
つては、当該控除対象個別帰属還付税額の計算の基礎となった連結欠損金額に係  
る連結事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出して



月経過日の前日（令48の11の26①）

イ 被合併法人等の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が適格合併の日の前日又は残余財産の確定の日である場合の被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額 当該還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日（令48の11の26②）

また、還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度について仮決算に係る中間申告をし、その後の確定申告において法人税割の課税標準となる法人税額から控除対象還付対象欠損調整額を控除する場合には、上記アの控除対象還付対象欠損調整額を控除するのではなく、還付対象欠損金額に、当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における法第321条の8第14項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した控除対象還付対象欠損調整額を控除するものであること。

(2) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象還付対象欠損調整額（適格合併の日前又は残余財産の確定の日の翌日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間に係る控除対象還付対象欠損調整額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、合併法人等の法人税割の課税標準である法人税額から繰越控除するものであること。（法321の8㉘）

(3) 控除対象還付対象欠損調整額は、法人が還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額から控除することができるものであること。（法321の8㉙）

56の7 令和4年4月1日に開始した事業年度（連結子法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度のうち連結親法人の事業年度が令和4年4月1日に開始



したものを含む。)及び令和4年4月1日前に開始した連結事業年度(連結子法人の令和4年4月1日以後に開始する連結事業年度のうち連結親法人の事業年度が令和4年4月1日前に開始したものを含む。)において生じた控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額及び控除対象個別帰属還付税額については、令和4年4月1日以後に開始する事業年度の法人税割の課税標準となる法人税額から控除することができるものであること。(令和2年改正法附則13④～⑥、令和2年9月改正令附則5㉓・㉔・㉕)

58 56から56の7まで\_\_\_\_\_の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法321の8③・⑧・⑬・⑰・㉓・㉔、法附則8③・④・8の2、令和2年改正法附則13④～⑥、令48の11の2・48の11の10・48の11の13・48の11の18・48の11の22・48の11の25、令附則5の2の4⑤～⑦・5の3、令和2年9月改正令附則5㉕・㉖・㉗)

(1) 内国法人\_\_\_\_\_ 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。)、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2)及び(3) 略

なお、上記(1)から(3)までに掲げる租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合は、当該加算された額を

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法321の8⑤・⑨・⑫・⑮\_\_\_\_\_、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12\_\_\_\_\_)

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の6第5項、第42条の9第4項、第42条の12の4第5項\_\_\_\_\_,第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2) 連結申告法人 個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額

(3)及び(4) 略

控除した額を控除限度額とすること。

58の2 加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算並びに控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額並びに控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除の順序については、まず加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額を加算し、次に控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額並びに控除対象配賦欠損調整額を控除した後において、内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額並びに控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額を控除するものであること。（法321の8<sup>30</sup>、令和2年9月改正令附則5<sup>24</sup>・<sup>30</sup>・<sup>36</sup>）

59 法人税額\_\_\_\_\_の分割の基準となる従業者の数とは、関係市町村内ごとの事務所等について、当該課税標準の算定期間の末日現在における数であること。（法321の13<sup>2</sup>）この場合における従業者とは、法人の事業税の分割基準に用いられる従業者と同意義のものであり、事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいうものであるが、ここにいう給与には、退職給与金、年金、恩給、及びこれらの性質を有する給与は含まれないものであり、したがって、これらの給与のみ支給を受ける者は従業者として取り扱われないことに留意すること。

なお、その運用に当たっては、次に掲げるところにより取り扱うものであること。

(1)～(5) 略

58の2 控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額

\_\_\_\_\_、内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額並びに控除対象個別帰属還付税額\_\_\_\_\_の控除の順序については、まず控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額を控除し、次に

\_\_\_\_\_内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額並びに控除対象個別帰属還付税額\_\_\_\_\_を控除するものであること。（法321の8<sup>18</sup>\_\_\_\_\_）

59 法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者の数とは、関係市町村内ごとの事務所等について、当該課税標準の算定期間の末日現在における数であること。（法321の13<sup>2</sup>）この場合における従業者とは、法人の事業税の分割基準に用いられる従業者と同意義のものであり、事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいうものであるが、ここにいう給与には、退職給与金、年金、恩給、及びこれらの性質を有する給与は含まれないものであり、したがって、これらの給与のみ支給を受ける者は従業者として取り扱われないことに留意すること。

なお、その運用に当たっては、次に掲げるところにより取り扱うものであること。

(1)～(5) 略

62 法第321条の8第1項、第2項又は第34項 \_\_\_\_\_ の申告書を提出した法人は、課税標準の計算の基礎となった法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ には、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においても当該国の税務官署が当該更正の通知をした日から2月以内に限り、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。この場合においては、同条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならないものであること。（法321の8の2）

#### 第6節 上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例

72 市町村民税の所得割の納税義務者が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合、前年分の所得税につき分離課税を選択した場合に限り、市町村民税につき分離課税の適用があるものとし、当該上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額の100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）に相当する金額の所得割を課するものであること。（法附則33の2⑤）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 当該納税義務者が支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について、前年分の所得税につき総合課税の適用を受けた場合には \_\_\_\_\_、申告分離課税は適用しないこと。（法附則33の2⑥）

#### 第8節 譲渡所得の課税の特例

62 法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第22項の申告書を提出した法人は、課税標準の計算の基礎となった法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合（同条第2項又は第4項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があった連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けた場合）には、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においても当該国の税務官署が当該更正の通知をした日から2月以内に限り、法第20条の9の3第1項の規定による更正の請求をすることができるものであること。この場合においては、同条第3項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならないものであること。（法321の8の2）

#### 第6節 上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例

72 市町村民税の所得割の納税義務者が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合、申告により分離課税を選択することができる \_\_\_\_\_ ものとし、当該上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額の100分の3（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4）に相当する金額の所得割を課するものであること。（法附則33の2⑤）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 当該納税義務者が支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について、 \_\_\_\_\_ 総合課税の適用を受けた場合には、他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、申告分離課税は適用しないこと。（法附則33の2⑥）

#### 第8節 譲渡所得の課税の特例

77 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の2第4項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8 \_\_\_\_\_ の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。(法附則34の2⑥)

(4)及び(5) 略

#### 第9節 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

79の3 上場株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 法附則第35条の2の6第9項 \_\_\_\_\_ に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として損益通算が認められるものであること。(法附則35の2の6⑧)

(5) 前年前3年内に生じた法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。(法附則35の2の6⑩) なお、この場合における上場株式等の譲渡損失の金額については、令附則第18条の5第13項の規定により順次控除するものであること。

### 第4章 軽自動車税

#### 第3節 種別割

##### 第3 税率の特例

77 長期譲渡所得に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 長期譲渡所得のうちその譲渡所得の基因となる土地等の譲渡が優良住宅地等の造成等のための譲渡に該当するときにおける当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の税率は、(2)にかかわらず、法附則第34条の2第4項に定めるところにより軽減されているものであること。ただし、当該譲渡所得につき租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該軽減税率の適用はないものであること。(法附則34の2⑥)

(4)及び(5) 略

#### 第9節 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

79の3 上場株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として損益通算が認められるものであること。(法附則35の2の6⑩)

(5) 前年前3年内に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。(法附則35の2の6⑬) なお、この場合における上場株式等の譲渡損失の金額については、令附則第18条の5第16項の規定により順次控除するものであること。

### 第4章 軽自動車税

#### 第3節 種別割

##### 第3 税率の特例

31 法附則第30条第1項に規定する「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車」とは、メタノールのみを燃料とする内燃機関（当該内燃機関を始動させるに当たり補助的にメタノール以外のものを燃料とするものを含む。）により走行するものをいうものであること。（法附則30①、則附則8の3の4①）

## 第5章 市町村たばこ税

### 第2 課税客体等

#### 3 製造たばこ

製造たばことは、次に掲げるものをいうものであること。

(1)及び(2) 略

(3) かぎ用の製造たばこ 乾燥した葉たばこを粉にして、かぎ用として製造された製造たばこをいう。

なお、製造たばこには製造たばこ代用品も含まれるものであるが、この場合における製造たばこ代用品とは、たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこ以外のものであって、喫煙用に供されるもの（大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第2号に規定するあへん並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいい、かみ用及びかぎ用のものは含まれないものであることに留意すること。

### 第3 課税標準

#### 9の2 葉巻たばこの本数への換算方法

葉巻たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。（法467②・④、令53の2①・③）

(1) 略

(2) 軽量な葉巻たばこの本数換算

31 法附則第30条第1項に規定する「専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車」とは、メタノールのみを燃料とする内燃機関（当該内燃機関を始動させるに当たり補助的にメタノール以外のものを燃料とするものを含む。）により走行するものをいうものであること。（法附則30①、則附則8の3の3①）

## 第5章 市町村たばこ税

### 第2 課税客体等

#### 3 製造たばこ

製造たばことは、次に掲げるものをいうものであること。

(1)及び(2) 略

(3) かぎ用の製造たばこ 乾燥した葉たばこを粉にして、かぎ用として製造された製造たばこをいう。

なお、製造たばこには製造たばこ代用品も含まれるものであるが、この場合における製造たばこ代用品とは、たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこ以外のものであって、喫煙用に供されるもの（大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第2号に規定するあへん並びに薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいい、かみ用及びかぎ用のものは含まれないものであることに留意すること。

### 第3 課税標準

#### 9の2 葉巻たばこの本数への換算方法

葉巻たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。（法467②・④、令53の2①・③）

(1) 略

(2) 軽量な葉巻たばこの本数換算

ア 略

イ アにより計算した品目ごとの本数を合計し、その1本を紙巻たばこの1本（令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間における売渡し等に係るものについては、紙巻たばこの0.7本）に換算して計算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(3)～(5) 略

#### 10 加熱式たばこの本数への換算方法等

(1) 加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。（法467③、令53の2②・③・⑤～⑦）

ア 重量換算

(ア)及び(イ) 略

(ウ) (イ)により計算した品目ごとの総重量を合計した加熱式たばこの総重量を、法第467条第3項第1号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

イ 小売定価等換算

(ア) 加熱式たばこの品目ごとの個装等ごとの法第467条第3項第2号イ又はロに定める金額に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総金額を計算すること。

この場合、同号イ又はロに定める当該個装等ごとの金額に1銭未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(イ) (ア)により計算した品目ごとの総金額を合計した加熱式たばこの総金額を、法第467条第3項第2号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

ア 略

イ アにより計算した品目ごとの本数を合計し、その1本を紙巻たばこの1本（令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間における売渡し等に係るものについては、紙巻たばこの0.7本）に換算して計算すること。

この場合、計算した本数に本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(3)～(5) 略

#### 10 加熱式たばこの本数への換算方法等

(1) 加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。（法467③、令53の2②・③・⑤～⑧）

ア 重量換算

(ア)及び(イ) 略

(ウ) (イ)により計算した品目ごとの総重量を合計した加熱式たばこの総重量を、法第467条第3項第2号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

イ 小売定価等換算

(ア) 加熱式たばこの品目ごとの個装等ごとの法第467条第3項第3号イ又はロに定める金額に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総金額を計算すること。

この場合、同号イ又はロに定める当該個装等ごとの金額に1銭未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(イ) (ア)により計算した品目ごとの総金額を合計した加熱式たばこの総金額を、法第467条第3項第3号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。



額を減額するものとする制度である。したがって、国民健康保険税の減免とはその性格を異にするものであり、かつ、当該減額に伴う国民健康保険税の減収額を補てんするため別途国民健康保険法の規定するところにより国及び都道府県の負担金が交付されるものであること。（法703の5）

(7)及び(8) 略

\_\_\_\_\_とする制度である。したがって、国民健康保険税の減免とはその性格を異にするものであり、かつ、当該減額に伴う国民健康保険税の減収額を補てんするため別途国民健康保険法の規定するところにより都道府県負担金\_\_\_\_\_が交付されるものであること。（法703の5）

(7)及び(8) 略